

通院交通費を 助成しています

本町では、難病患者や重度心身障がい者等の方々が、道内の医療機関（町内を除く）でその疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。令和3年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対 象 者** ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
※上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。
- 助成対象期間** 申請月の1年前から
（例）令和4年3月に申請する場合、令和3年3月の通院分から助成可能
- 助 成 額** 通院距離に応じて、町で定める通院距離区分により算出します。
ただし、下記に該当する場合、交通費は控除や減額の対象となります。
・別海町高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券を使い通院した。
・身体障害者手帳交付者で旅客運賃割引等の適用を受けている。
・じん臓機能障害者で他の法令により交通費の助成を受けた。
- 申請に必要な書類** ①申請書 ②請求書 ③通院証明書 ④介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。
- 申 請 期 限** 3月16日(水)
- 申請書類配布・提出先** 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

後期高齢者医療制度の お知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度と介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口での申請が必要です。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合は支給されません。
- ・高額療養費、高額介護サービス費は含まれません。

該当する方には、3月下旬に後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請してください。

◆自己負担限度額表

1年分の自己負担額の計算期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅰ（※1）	19万円
		区分Ⅱ（※2）	31万円
	— 般		56万円
3割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得145万円以上】 67万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得690万円以上】 212万円

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税である方

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）

北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

ごみステーションの除雪のお願い

雪が降ったときは、ご使用されているごみステーション周辺の除雪のご協力をお願いします。
特に、粗大ごみや枝・丸太などの、ごみステーションに設置されているごみ箱に入らないものは、雪に埋もれて見落としてしまう可能性があります。

ごみ収集を安全かつ効率よく行うため、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

3月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、お申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時等を除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

なお、12月から3月までの冬期間は凍結のため家庭廃水のくみ取りは行いません。

積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



【くみ取り申込先】

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口と各支所、各連絡事務所でも受け付けできます。

第47回 別海町消費者大会 中止のお知らせ

本年度の別海町消費者大会（別海町消費者協会主催）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

例年、同大会と同時開催していた牛乳パッケージイメージデザインコンクールの作品展示は、右記のとおり実施しますので、ぜひご覧ください。

第16回 牛乳パッケージ イメージデザインコンクール作品展

優秀作品および選考作品を展示します。

■展示場所と展示期間

西公民館 2月2日(水)から2月8日(火)

中央公民館 2月9日(水)から2月15日(火)

東公民館 2月16日(水)から2月22日(火)

問合せ／町民生活担当（内線1213）

動物の遺棄、虐待は 犯罪です



過去に保護した子犬

問合せ／町民生活担当（内線1212）

近年、犬や猫等の愛護動物の遺棄が増えており、過去3年間で町が保護した遺棄犬は29頭にも及びます。

野良犬や野良猫の多くは、人の勝手な都合で捨てられ野生化したもの、そこから繁殖したものと考えられます。

小さくても動物には命があります。不幸な動物が増えないよう、飼い主は責任を持って終生飼養しましょう。

また、愛護動物の遺棄、虐待は犯罪です。違反すると、懲役刑または罰金刑に科せられます。

■愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者

5年以下の懲役または500万円以下の罰金

■愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなどの虐待を行った者

1年以下の懲役または100万円以下の罰金

■愛護動物を遺棄した者

1年以下の懲役または100万円以下の罰金